

「政令月収の計算方法」

入居者及び同居者の過去1年間の所得金額の合計額から次に掲げる額を控除した額を12で割り1ヶ月分の政令月収を算出します。

[計算式]

$$\text{政令月収} = (\text{年間総所得金額 (入居者及び同居者の合計)} - \text{控除合計金額}) \div 12 \text{ヶ月}$$

[各種控除]

1. 入居者又は同居者に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有するもの
1人につき10万円
(その者の上記所得合計が10万円未満である場合は、当該合計額)
2. 同居者又は控除対象配偶者若しくは扶養親族
1人につき38万円
3. 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(70歳以上)
1人につき10万円
4. 特定扶養親族(扶養親族のうち16歳以上23歳未満)
1人につき25万円
5. 障がい者(特別障がい者以外の障がい者、療育手帳B級、身体障害者手帳3級～6級等)
1人につき27万円
特別障がい者(重度の知的障がい者、療育手帳A級、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、戦傷病者手帳に恩給法別表第1号表ノ2特別項症から第3項症までである者と記載のされている者等)
1人につき40万円
6. 寡婦
1人につき27万円
(その者の所得から1.による控除後、残額27万円未満である場合は、当該残額)
ひとり親
1人につき35万円
(その者の所得から1.による控除後、残額35万円未満である場合は、当該残額)

給与所得者1人の場合の粗収入早見表

(単位:円)

区分	収入基準 政令月収	同居(扶養)親族				
		0人(单身)	1人	2人	3人	4人
一般世帯	104,000円以下	2,043,999 (170,333)	2,583,999 (215,333)	3,127,999 (260,666)	3,663,999 (305,333)	4,135,999 (344,666)
	123,000 "	2,367,999 (197,333)	2,911,999 (242,666)	3,451,999 (287,666)	3,947,999 (328,999)	4,423,999 (368,666)
	139,000 "	2,643,999 (220,333)	3,183,999 (265,333)	3,711,999 (309,333)	4,187,999 (348,999)	4,663,999 (388,666)
	158,000 "	2,967,999 (247,333)	3,511,999 (292,666)	3,995,999 (332,999)	4,471,999 (372,666)	4,947,999 (412,333)
裁量世帯	186,000 "	3,447,999 (287,333)	3,943,999 (328,666)	4,415,999 (367,999)	4,891,999 (407,666)	5,367,999 (447,333)
裁量世帯	214,000 "	3,887,999 (323,999)	4,363,999 (363,666)	4,835,999 (402,999)	5,311,999 (442,666)	5,787,999 (482,333)

(注) 上段は年収、下段()内は月収の目安です。

※ 裁量世帯 高齢者世帯、障がい者の方や小学校就学前の子供などがおられる世帯